

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、
内閣情報官、内閣府大臣官房長）

準 備 書 面（6）

一文書・情報の「不存在」を理由とする不開示決定による
損害賠償請求（第2事件・第1事件）についての原告の主張―

2025年5月12日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 護



弁護士 三宅 弘



弁護士 米倉 洋子



外8名

目 次

第 1 第 2 事件（保有個人情報不開示処分取消等請求事件）における

国家賠償請求

- 1 違法な本件不開示決定に基づく賠償請求（主位的請求）・・・ 3 頁
- 2 本件文書作成・保存義務違反行為に基づく損害賠償請求（本件不開示処分の違法性が認められなかった場合における予備的請求）・・・ 27 頁

第 2 第 1 事件（行政文書不開示処分取消等請求事件）における国家賠償請求

- 1 違法な本件不開示決定に基づく賠償請求（主位的請求）・・・ 31 頁
- 2 文書作成・保存義務違反行為に基づく損害賠償請求（本件不開示処分の違法性が認められなかった場合における予備的請求）・・・ 37 頁

第 1 第 2 事件（保有個人情報不開示処分取消等請求事件）における

国家賠償請求

1 違法な本件不開示決定に基づく賠償請求（主位的請求）

（1）本件不開示処分（保有個人情報開示請求）の公文書管理法上の違法性

ア はじめに

第 2 事件原告ら 6 名が「2020 年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報」の開示を請求したところ、内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補はいずれも、保有個人情報が不存在であることを理由として不開示決定（以下、「本件不開示処分（保有個人情報開示請求）」という）をしたが、原告準備書面（5）で述べたとおり、本件不開示処分（保有個人情報開示請求）はいずれも違法である。

イ 公文書管理法及び行政文書管理規則に基づく公文書の作成義務・保存義務は保有個人情報開示請求を保障するための重要な義務

保有個人情報とは、行政文書に記録された情報に限られるところ（行政機関個人情報保護法 2 条 5 項）、公文書管理法は、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、…文書を作成しなければならない」

（同法 4 条）とし、また行政機関の職員が行政文書を作成し又は取得したときは、それを整理し、保存期間を設定し、適切に保存し、行政文書ファイル管理簿に記載しなければならないとする（同法 5 条～7 条）。

また、同法 10 条は、行政文書管理規則を設けなければならないとし、本件で問題となる内閣官房行政文書管理規則 7 条 8 項・10 項及び内閣府本府行政文書管理規則 16 条 5 項・7 項は、意思決定過程や事務及び

事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については原則として1年以上の保存期間を定めるものとし、「通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」と定めている。

このように作成・保存が義務付けられた行政文書に個人情報が含まれている場合には、行政機関個人情報保護法による開示請求（同法12条以下）、訂正請求（同法27条以下）、利用停止等請求（同法36条以下）の対象となる。したがって、公文書管理法に定められた行政文書の作成義務・保存義務は、情報公開の前提となるだけではなく、行政機関の事務及び事業において取り扱われる個人との関係でも、当該個人に関する情報を行政文書の作成により記録に残し、当該個人が本人情報の開示を請求し、事実でない内容の訂正や、違法に取得された情報の利用、消去又は提供の禁止を求める権利を保障する重要な義務でもある。

以下、準備書面（5）で詳述したところであるが、保有個人情報開示請求との関係でも、文書の不存在を理由とする不開示処分の違法性を、まず主張する。

ウ 本件文書の作成義務

被告は、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定を行ったことを認めているところから、内閣官房の職員である菅内閣総理大臣と杉田官房副長官は、6名の候補者を任命対象から除外する意思決定について、公文書管理法4条に基づき文書作成義務を負っている。

また、「R2.6.12」と記載され、原告ら6名の氏名及び肩書が記載された文書（甲A65参照、第1事件不開示部分目録3Chの文書の画像参照）は、被告の主張によると、「任命権者側」の何者かが原告ら6

名を会員候補者から除外すべきとの意思決定をし、その内容を学術会議事務局に伝達したものである。したがって、その意思決定に関わった行為者が行政文書の作成義務を負っている。

エ 本件文書の取得

菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が99人を任命することとして第2事件原告らを外す旨の判断をするためには、当該99人と6名各人に関する資料が不可欠であり、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官がこれらの文書を取得していたことは疑いない。

また、2020年（令和2）年6月12日付文書を作成するにあたっては、当時日本学術会議選考委員会が候補者として選考していた111名から特定の6名を除外すべきであると結論付けるための資料が必要不可欠であり、係る意思決定をした「任命権者側」の何者かがこれら文書を取得していたことも疑いない。

オ 本件文書の保存義務

被告の主張によれば、内閣総理大臣が作成・取得した文書は会員任命事務を所掌する内閣府大臣官房長が保管するので、当該文書の保存義務は内閣府大臣官房長が負っている。また、内閣官房副長官が作成・取得した文書は内閣総務官が保管するので当該文書の保存義務は内閣総務官が負い、内閣総務官が当該文書を内閣府大臣官房に移管した場合には、当該文書の保管義務は、内閣府大臣官房長が負うことになる。

カ 本件文書の存在が推認されること

最高裁平成26年7月14日第二小法廷判決は、文書の存在について原告が立証責任を負うと判示する。

しかし、原告準備書面（4）及び（5）で述べたとおり、上記最高裁判決の事案は公文書管理法制定以前であったのに対し、本件各処分時には同法が施行されており、行政機関は公文書管理法上の行政文書の作

成・保存義務を履行していることが当然の前提となり、本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成・保存されることが強く推認される。

本件においては、「９９人を任命することとして第２事件原告ら６名を外す旨」の判断に係る菅内閣総理大臣の本件文書は内閣府大臣官房長が保有し、杉田内閣官房副長官の本件文書は内閣総務官が保有し、内閣総務官が内閣府大臣官房に移管した場合には内閣府大臣官房長が保有していることが推認される。

また、「９９人を任命することとして第２事件原告ら６名を外す旨」の判断をするために取得していた資料（以下「取得文書」という。）については、菅内閣総理大臣の取得文書は内閣府大臣官房長が保有し、杉田官房副長官の取得文書は内閣総務官が保有し、内閣総務官が内閣府大臣官房に移管した場合には、内閣府大臣官房長が保有していると推認される。

さらに、２０２０（令和２）年６月１２日付文書につき、係る意思決定に関する文書及びその判断のために取得した資料は、本件各処分庁のいずれかが保有していると推認される。

被告が以上に述べた推認を覆すためには、違法に作成義務を履行しなかったこと、本件文書に移管もしくは違法に廃棄したこと、「別途正本が管理されている行政文書」が存在することなど、本件文書の不存在を相当の根拠に基づき主張、立証しなければならない。

そして準備書面（５）で主張したとおり、本件文書が不存在だとする根拠に係る資料及び情報はすべて被告の側にあるところから、１９９２（平成４）年１０月２９日最高裁伊方原発訴訟上告審判決が、原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持している場合、被告行政庁がその判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証を尽くさなければ、被告行政庁の判断に不合理な点があ

ることが事実上推認されると判示したところが、本件においても妥当する。

したがって、被告は本件文書が存在しないことを相当な根拠に基づいて主張、立証しなければならず、被告が上記主張、立証を尽くさない場合には、本件文書が存在することが認定されるべきである。

キ 文書不存在を理由とする不開示決定の違法

以上のとおり、本件文書の存在は推認され、被告はこれを覆すに足りる主張・立証を行っていない。そうすると、本件文書を保有していないこと（不存在）を理由としてなされた本件不開示処分（個人保有情報開示請求）は違法である。

（２）本件不開示処分（保有個人情報開示請求）の国賠法上の違法性

ア 保有個人情報開示請求権は憲法 13 条で保障された自己情報コントロール権であり、個人の人格的自律に不可欠な権利であること

第 2 事件原告らの日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報の開示請求権は、行政機関個人情報保護法によって保障されている。

行政機関個人情報保護法は、「行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する・・・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」（同法第 1 条）と定める。

このように、同法は「個人の権利利益」の保護を目的とするものであるから、保有個人情報開示権が国家賠償法上の保護の対象となることは当然である。

なお、「個人の権利利益」とは、個人の人格的な権利利益と財産的な権利利益の双方を含む。「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」とは、個人の権利利益の保護のみを唯一絶対の目的とする

のではなく、個人情報の有用性も斟酌することを意味しているが、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表現している（宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』48頁）。以上は2021（令和3）年制定された新・個人情報保護法の解釈であるが、旧法である行政機関個人情報保護法1条にも同じ文言が用いられており、解釈は同様である。

個人の権利利益の保護を実現する規定としては、保有個人情報開示請求権（同法12条）のほか、保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む）請求権（同法27条）、保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止請求権（同法36条）が保障されており、これらに対応した行政機関の長の当該保有個人情報の開示義務（同法14条）、当該保有個人情報の訂正義務（同法29条）、当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止の義務（同法38条）が規定されている。

すなわち保有個人情報の開示請求権は、自己の情報が行政機関によってどのように取り扱われているかを知り、そのうえで誤った情報の取り扱いがあればこれを訂正し、或いは違法に取得された個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を認めたものである。

保有個人情報の開示請求権が十全に保障されなければ、誤った情報があっても訂正できず、自己の情報が違法に取得され保有されていてもその利用を停止、消去又は提供の停止をすることもできない。この開示請求権、訂正請求権及び利用停止等請求権は、密接不可分に結びついた自己情報の適正な取扱いを求める権利である。

原告準備書面（5）で詳しく指摘したとおり、現在は憲法13条のプライバシー権の内容として自己情報コントロール権を認める学説が多数となり、多くの判例もこれを認めている。「自己に関する情報をコントロールすることは、プライバシー権の基本的属性として、これに含まれる

ものと解される。」(神戸地裁1999(平成11)年6月23日判決)、
「自己に関する情報の他者への開示の可否及び利用、提供の可否を自分で決める権利を認める必要があり、プライバシーの権利には、この自己情報コントロール権が重要な一内容として含まれると解するべきである。」(金沢地裁2005(平成17)年5月30日判決)、「遅くとも行政機関個人情報保護法が制定された平成15年5月30日までには、自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の情報をコントロールする権利は、法的保護に値する利益として確立し」(仙台地裁2012(平成24)年3月26日判決)、などの判示は、プライバシー権の重要な内容として積極的権利である自己情報コントロール権が位置づけられることが実務上広く承認されてきたことを明らかにするものである。

したがって、保有個人情報開示請求権は、その結果に基づいてなされる訂正請求権や利用停止請求権の行使の前提となる権利でもあり、憲法13条で保障された自己情報コントロール権そのものであって、実定法の根拠をもった、個人の人格的自律に不可欠な権利(人格権)の中核的価値を有する権利とすることができる。

イ 行政機関の担当公務員の注意義務と国賠法上の違法の評価

以上のとおり、保有個人情報開示請求権は、憲法13条によって保障された自己情報コントロール権であり、個人の人格的自律に不可欠な権利であるから、保有個人情報の開示請求をした者が正当な理由なく行政文書の開示を妨げられない利益は、国家賠償法上の保護の対象になり、開示請求を受けた行政機関の担当公務員は、開示請求者に対し、不当に上記利益を妨げることのないよう、行政機関個人情報保護法の規定及び趣旨に従って適切に当該請求を処理すべき職務上の注意義務を負う。

そして、保有個人情報の開示請求を受けた行政機関の公務員が、開示

請求に対して誤った判断をした場合、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものでないとしても、当該請求を処理するに当たって、公務員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得るような事情がある場合には、当該公務員の行為は、同条項上の違法の評価を受ける（最高裁判所平成 5 年 3 月 1 1 日第一小法廷判決参照）。

ウ 本件不開示処分は極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国賠法上違法である

本件においては、本件不開示処分時に公文書管理法が施行されており、行政機関の職員は、公文書管理法上の行政文書の作成・保存義務を履行していることが当然の前提となる。したがって、本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成・保存され、いずれかの部署で保有されていることが強く推認される。

被告は、杉田内閣官房副長官と菅内閣総理大臣が相談し、菅内閣総理大臣が 9 9 人を任命することとして第 2 事件原告ら 6 名を外す旨の判断をしたことを認めており、被告の主張によれば、内閣総理大臣の作成・取得した文書は内閣府大臣官房長が、内閣官房副長官が作成・取得した文書は内閣総務官又は内閣府大臣官房長が、それぞれ保存するとのことである。また、2020（令和 2）年 6 月 12 日付文書の意思決定に係る文書及びそのために不可欠の資料についても、存在しなかったはずはなく、本件各処分当時において存在したことが強く推認される。

原告らには、文書が実際に存在する場所、文書を実際に保有する職員に関する情報は一切与えられていないので、どの処分行政庁の職員と特定・断定することはできないが、内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補がいずれも文書の不存在を理由として不開示処分をしたこと（内閣府大臣官房長も、部分開示した文書以外について不存在を

理由とする不開示処分をしたと同視される)は、文書が存在することを認識しながら故意に存在しないこととして不開示決定を行ったか、あるいは少なくとも職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不開示処分をしたという重大な過失によるものという他ないから、被告の行為には、国家賠償法1条1項の違法性が認められる。

そして、文書が存在するにもかかわらずなされた本件不開示処分は、憲法13条で保障された自己情報コントロール権の行使としての第2事件原告らの保有個人情報開示請求を正当な理由なく妨げたものであるだけでなく、そのことにより第2事件原告らの人格権をさらに侵害しており、極めて重大かつ悪質な権利侵害行為である。

すなわち、後述するとおり、第2事件原告らは、学術会議会員候補者として正式に推薦を受けながら任命を拒否され、その理由も明らかにされなかったことから、様々な憶測や誹謗中傷にさらされるなど、研究者・専門家としての人格権を侵害された。そのため原告らが任命拒否の理由を知るために行った本件保有個人情報開示請求に対して、被告は文書が存在するにもかかわらず不存在として不開示処分を行ったのである。この被告の行為によって、原告らは会員候補者の選考と推薦の正しさを論証する機会や誹謗中傷に対する反論の根拠を奪われ、SNS等による誹謗中傷はさらに拡散されていった。したがって、本件不開示処分は、原告らの自己情報コントロール権に対する妨害行為であるとともに、学術(研究、教育)に携わる原告らの人格権を侵害した極めて重大悪質な権利侵害行為である。

さらに付け加えれば、文書が存在するにもかかわらずなされた本件不開示処分は、任命拒否に対する国民の強い批判から政権を守るために、第2事件原告らの人格権を犠牲にしたものであったことが推測されるのであり、この意味でも極めて悪質であると言わざるを得ない。

以上により、本件不開示処分を行った職務違反行為は、故意又は重大な過失によって原告らの自己情報コントロール権及び研究者としての人格権を侵害した極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国家賠償法上違法であることは明白である。

(3) 損害（総論）

ア 本件任命拒否と保有個人情報の開示請求

本件任命拒否は、学術会議会員の選定方法が、それまでの公選制から任命制に改定された1983（昭和58）年以降守られてきた、学術会議が推薦したとおりに任命するという先例を史上初めてくつがえす異例の処分であり、政府の確立した解釈を覆して、敢えて敢行された極めて重大な行為であった。

本件任命拒否にあたって、政府から、その理由や経緯がまったく示されなかったことから、2021（令和3）年4月、第2事件原告らは、自己の保有する個人情報がどのように取り扱われて、どのような過程を経て、どのような理由で任命拒否の意思決定がなされたかを明らかにすべく、内閣官房（内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長官補）及び内閣府大臣官房長に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」の開示を求めた。

イ 保有個人情報開示請求権は人格権の中核的価値を有する権利

行政機関個人情報保護法は、前述のとおり、個人の権利利益を保護することを目的にうたっており（1条）、特定の個人が識別される保有個人情報について、本人からの開示請求（12条）、訂正等請求（27条）、利用停止等請求（36条）を権利として認め、他方、これらに対応した行政機関の長に、開示義務（14条）、訂正義務（29条）、消去又は提供の停止の義務（38条）を認めている。

保有個人情報の開示請求権が十全に保障されなければ、誤った情報が

あっても訂正できないし、自己の情報が違法不当に扱われていてもその利用を停止、消去又は提供の停止をすることもできない。この開示請求権、訂正請求権及び利用停止等請求権は、密接不可分に結びついた自己情報の適正な取扱いを求める権利である。

このうち、保有個人情報開示請求権は、その結果に基づいてなされる訂正請求権や利用停止請求権の行使の前提となる権利であり、実定法の根拠をもった個人の人格的自律に不可欠な権利の中核的価値を有する権利とすることができ、「すべて国民は、個人として尊重される」と憲法13条で定める人格権に位置づけられる自己情報コントロール権そのものである。

ウ 「優れた研究又は業績がある科学者」ではないとの烙印

日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」(日本学術会議法前文)で設立され、その目的は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」(同法2条)にあるところ、第2事件原告らは、「優れた研究又は業績がある科学者」(同法17条)の一員として、日本学術会議の会員としてふさわしいとされて推薦された者である。

第2事件原告らは、本件任命を前に、人類社会に責任を負う科学者コミュニティに積極的に参加し、それぞれの専門分野での研究や活動を通じて、いずれも「人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と提携して学術の進歩に寄与」(日本学術会議法前文)したいと考えていた。

ところが、理由も明らかにされず突然任命を拒否されたことから、第2事件原告らは、いわれなき誹謗中傷を受けるなど研究者・専門家としての人格権を否定されるような事態に遭遇し、そのため任命拒否の理由

やその意思決定過程を知るため保有自己情報開示請求を行った。ところが、文書の不存在を理由とする不開示決定がなされ、第2事件原告らは、本件任命拒否の理由も意思決定過程についても何ら開示を受けられなかった。

政府が保有する行政文書が開示されて本件任命拒否の理由が明らかになれば、例えば本件任命拒否の理由が「優れた研究又は業績がある科学者」（日本学術会議法17条）かどうかとは全く無関係な、不当な、あるいは事実に反する理由によるものであったことが明らかになった可能性があり、2021（令和2）年6月までに、任命拒否理由に関するいわれなき誹謗中傷や憶測に対して反論することができた可能性がある。また、任命拒否の理由とされた情報に事実に反することがあったり、その情報が違法に入手されたものであったりした場合には、個人情報の訂正や利用停止などを請求することができた。すなわち、情報が開示されたならば、それぞれが受けた尊厳に対する被害の回復を一定程度果たすことが可能となりえたのである。

ところが、文書の不存在を理由とする不開示処分がなされたことから、第2事件原告らは何らの手立ても講じることができなかった。つまり、第2事件原告らは任命拒否理由の不開示によって、「優れた研究又は業績がある科学者」（法17条）との資格を有しないとの憶測や誹謗中傷に対して、明確な根拠をもって打ち消すことができなかった。このように、広く社会に「優れた研究又は業績がある科学者」ではないとの烙印を押されたままでいることは、過去の業績が否定されることにつながるばかりか、将来の研究にとっても致命的な悪影響を与えかねないものであり、第2事件原告らの精神的苦痛は重大であった。

エ 「国民に対して責任を負えない」「人事のことなので答えは差し控え

る」などの答弁の影響

任命拒否に関する政府の説明は「国民に対して責任を負えない場合には任命権者は任命を拒否できる」(2020年11月5日参議院予算委員会における内閣法制局長官の答弁など) というものであった。

これは、第2事件原告らについて、単に「優れた研究又は業績がある科学者」ではないとの烙印を押すだけにとどまらず、「国民に対して責任を負えない者」として、研究者・専門家としての欠格事由がある者、またそれを超えて、何らかの不祥事や人格的欠陥があるのではないかと、あるいは公安警察上警戒されている人物なのではないかといった印象を植え付けるものであり、第2事件原告らに対する誹謗中傷の根拠となった。

その上、菅総理大臣をはじめとする政府関係者が、任命拒否の理由について、「人事のことなので答えは差し控える」などと、本件任命拒否をされた第2事件原告らに欠格事由があることを「庇う」かのような答弁をしたことにより、第2事件原告らに欠格事由があるという印象をますます植え付けることになった。

本件任命拒否は、これまでの政府の確立した解釈を覆す異例かつ重大な処分であったことから、日本社会のみならず世界でも大きく報道され、テレビや雑誌、またはネットニュースなどで取り上げられ、一般社会の大きな関心事となった。そして、本件任命拒否の理由として挙げられた政府による上記の答弁も広く報道された。そのため、第2事件原告らの被った誹謗中傷は広範囲にわたった。加えて、誹謗中傷は、第2事件原告らが所属する大学などの研究機関や第2事件原告らが担当していた学生らにも向けられ、そのことも、第2事件原告らに耐え難い精神的苦痛を与えた。

本件保有個人情報開示請求に対し、開示処分がなされ、第2事件原告らの任命拒否の理由やその意思決定過程が明らかになれば、誹謗中傷に

対して適切に反論することができ、周囲の者に対する誹謗中傷の被害も食い止められたに違いない。しかし、文書不存在を理由とする不開示決定により、本件任命拒否の理由が明らかにされなかったことにより、第2事件原告らは適切な反論をすることが全くできず、周囲への被害を食い止めることもできず、そのことも第2事件原告らに重大な精神的苦痛を与えた。

オ 学問の自由（憲法23条）の保障の下に学問・研究活動を行う研究者・専門家としての人格権（憲法13条）の侵害

行政機関個人情報保護法が保障する保有個人情報の開示請求や訂正請求、利用停止の権利は、学問の分野における第2事件原告らのような研究者・専門家の情報に当てはめて考えると、自己の研究分野への評価に関する行政文書について開示を受け、それが誤りであれば訂正を求め、または利用停止等を求める権利となる。

第2事件原告らは、学問の自由（憲法23条）の保障の下で学問・教育を業とし、学問・教育の分野で人格形成を行ってきたのであるから、自己の研究分野への評価に関する行政文書がいかなる内容であるかは、研究者・専門家として死活的に重要な情報である。

したがって、行政機関個人情報保護法によって、自己の研究分野への評価に関する情報の開示を受け、それが誤りであれば訂正し、または利用停止を求めることは、第2事件原告らの研究者・専門家としての人格権（憲法13条）にとって不可欠な権利利益である。

さらに、第2事件原告らの学問の自由（憲法23条）の確実な享受のためには、このように研究者・専門家に対して、各人の学問に関する自己情報を開示し、それが誤りであれば訂正し、または利用停止を求める機会を保障することは不可欠である。

しかし、これまで述べてきたとおり、第2事件原告らは、本件不開示

処分により、上記の権利を奪われたことにより、研究者・専門家としての人格権（憲法 13 条）を侵害された。これは学問の自由（憲法 23 条）の享受を脅かしかねないものであるだけに、第 2 事件原告らは甚大な精神的な苦痛を被ったものである。

以下、第 2 事件原告らについて、それぞれその被害実態を見ていく。

（４）損害（各論）

ア 原告芦名定道の損害（甲 B 5 1）

（ア）原告芦名の経歴

原告芦名定道（以下「原告芦名」という。）は、本件任命拒否当時、京都大学大学院文学研究科の教授（キリスト教学専修）であり、現在は関西学院大学神学部教授である。キリスト教思想分野、とくに近現代のキリスト教神学あるいは宗教哲学を専門に研究を行っている。

本件任命拒否の後も、日本基督教学会の理事長、日本宗教学会の常務理事等を務めており、違法な任命拒否がなされた後も、同じ研究分野の研究者から厚く信頼されてきたのであって、原告芦名が「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法 17 条）であることは明らかである。

（イ）理由を明らかにしない任命拒否そのものによる被害

原告芦名の本件任命拒否の理由については様々な憶測が流れた。その中には日本共産党の関係者であるという事実に反する憶測（デマ）もあり、これらによって精神的苦痛を感じたが、幸い原告芦名が担当したゼミや学生に対する攻撃について耳にすることはなかった。

しかし、原告芦名は、任命拒否という意思決定の判断の材料となった情報がいかなるものであり、それがどのように集められたのかが分からないという言い知れない不気味さと不安にさいなまれた。そのことは、原告芦名にとって最大の精神的苦痛であった。

(ウ) 本件不開示処分による損害

そこで任命拒否の根拠・理由を知るために保有個人情報の開示請求を行ったが、これに対して任命拒否の根拠・理由のわかる行政文書が「不存在」であるとの理由で何一つ開示されなかったことにより、任命拒否の当初から悩まされていた言い知れない不気味さと不安は全く払拭されず、任命拒否から4年以上経過した現在に至っても、その不気味さと不安が継続している。そのことは原告芦名にとって著しい精神的苦痛であり、重大な精神的損害である。

(エ) 大学における単位認定不可の事例について

なお、原告芦名は、本件不開示処分について、大学における単位認定不可の事例と比較している。すなわち、大学において定期試験を受け単位の認定がなされなされなかった場合、もしその結果に納得できないならば、学生は不服を申し立て、単位認定不可の根拠の開示を求めることができ、こうした手続きは学生の権利に属しており、社会的な常識にも適っている。こうした大学の運営との比較から見て、原告芦名は、本件不開示処分は一般市民の常識が通用しない行政判断であると受け止め、その異様さには驚くしかないと述べている。説得的な見解である。

イ 原告宇野重規の損害（甲B52）

(ア) 原告宇野の経歴

原告宇野重規（以下「原告宇野」という。）は、任命拒否当時、政治思想史・政治哲学を専門として東京大学社会科学研究所教授として研究・教育活動にあたり、日本政治学会、政治思想学会、社会思想学会などの理事も務めていた。また、2014（平成26）年10月以降、日本学術会議の連携会員を務めていた。

本件任命拒否の後、原告宇野は日本政治学会の理事長に就任し、ま

た2024（令和6）年4月からは東京大学社会科学研究所の所長に就任した。また、やはり任命拒否の後、著書『民主主義とは何か』が20刷を超え、令和臨調第三部会の主査をつとめ、朝日新聞「論壇時評」の執筆を担当した。したがって、違法な任命拒否がなされた後も、原告宇野が同じ研究分野の研究者からも、また市民社会からも、厚い信頼を受けてきたことは明らかであって、原告宇野が「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法17条）であることは疑いない。

なお、原告宇野は、2018（平成30）年の補充人事の際にも日本学術会議により会員として推薦されたが政府により事実上任命を拒否されたことがあり、任命拒否は2020（令和2）年の本件が2回目であった。

（イ）理由を明らかにしない任命拒否そのものによる被害

2020（令和2）年10月1日、本件任命拒否が理由も明らかにされないまま報道されたことにより、原告宇野に対して、各新聞社からの取材依頼が殺到し、原告宇野にとって「私の人生の中でも極めて異常な時間」というほどの苦痛にさいなまれることになった。

原告宇野は、電話やメールなどの取材の嵐に耐えられなくなり、そのすべてに応じるだけの精神的余裕が残されていなかったことから、同月2日、自分の研究者人生が終わってしまうのではないかと不安の中で、「民主主義を信じる」とするコメントを発表し、追加的な取材を断った。しかしその後も取材申込は続き、外を歩いているときも、誰かに追跡されているのではないかという不安につき纏われるほどであった。

さらに週刊誌等では原告宇野の亡父と安倍晋三元首相の関係をめぐって憶測で記事を書かれることが度々あり、インターネット上では個人的な誹謗・中傷にあたる書き込みも多く見られ、インターネットを

見ることがしばらくの間できなくなるほどの精神的苦痛を被った。

加えて、東京大学社会科学研究所には、日本学術会議会長を務めた廣渡清吾名誉教授など学術会議の運営に深く関わった研究者が多かったことから、あたかも任命拒否が同研究所の問題であるかのように論じるメディアもあり、そのことも原告宇野の被った精神的苦痛であった。

(ウ) 本件不開示処分による損害

以上のような凄まじい取材攻勢や、憶測に基づく記事、インターネット上の誹謗中傷は、本件任命拒否の根拠・理由が明らかにされなかったからこそ生じたものであった。そこで原告宇野は、本件保有個人情報開示請求を行ったが、本件不開示処分により任命拒否の根拠・理由が全く明らかにならなかったことにより、引き続き任命拒否理由に関する憶測や誹謗中傷に対して反論することが不可能な状態に置かれ、研究者としての人格権を侵害されたままである。これは本件不開示処分による重大な精神的損害である。

(エ) アカウンタビリティの回復を望む

なお、原告宇野は、研究する政治思想史において、「アカウンタビリティ（説明責任）」という言葉が、現代では広く政治的判断や意思決定をめぐる理由や経緯を説明する政府の義務を指す用語となっているとする。原告宇野は、アカウンタビリティは、現代になって再び注目されているとし、公文書の適切な管理についても、事後的に意思決定の過程やその責任を追及するために不可欠な条件として注目が集っていると述べる。そして、日本における民主主義の健全な発展にとって、まずは「アカウンタビリティ」を確保すべきであり、本件任命拒否の根拠とそれを示す文書の開示を求めているのは、そのためにほかならないと述べる。

アカウンタビリティの回復は、とりわけ政治思想、民主主義の研究者である原告宇野にとって痛切な願いであり、自らの問題についてこれが実現されないことの精神的苦痛も軽視することができない。

ウ 原告岡田正則の損害（甲B53）

（ア）原告岡田の経歴

原告岡田正則（以下「原告岡田」という。）は、本件任命拒否当時、早稲田大学法学学術院教授（行政法）であり、早稲田大学比較法研究所所長、日本公法学会の理事、民主主義科学者協会法律部会の理事、北京大学客員教授を務めており、引き続き現在もこれらの地位にある。

さらに2011（平成23）年から日本学術会議連携会員として、学術会議の法学委員会の活動に携わってきた。

また、司法試験委員（10年間）、行政書士試験委員（12年間）、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会委員（会長代理、10年間）、東京都開発審査会会長（6年間）を歴任し、さらに地方自治体の情報公開・個人情報保護に関する審査会のほか、各種の審議会・委員会の会長や委員を長年務めてきた。

このような経歴から、違法な任命拒否後も、原告岡田が同じ研究分野の研究者や市民社会から厚く信頼されてきたことは明らかであって、「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法17条）であることは疑いない。

（イ）理由を明らかにしない任命拒否そのものによる被害

原告岡田は、2020年10月から11月にかけて一部のメディアやインターネット上で根拠のない中傷にさらされた。

このことの主な原因は、任命拒否に関する政府の説明にあった。すなわち、「国民に対して責任を負えない場合には任命権者は任命を拒否できる」旨の内閣官房長官や内閣法制局長官の答弁や、「人事のことな

ので答えは差し控える」などの政府関係者の、あたかも拒否対象者に欠格事由があるかのような口ぶりで任命拒否理由の説明を拒み続ける答弁であった。そこに、「政府筋によれば、拒否理由は6名の反政府的な言動にある」旨の報道がされたことも重なって、極めて悪質で無責任な中傷が横行することになり、原告岡田は研究者・専門家として重大な精神的苦痛を被った。

加えて、原告岡田が担当している早大法学部のゼミも攻撃の対象とされた。任命拒否当時の10月、ゼミのホームページおよびツイッター（現在の「X」）に対して大量の悪質な書き込みがされるようになり、その内容は、教員に関する中傷にとどまらず、学生を嘲笑し、その人格を貶めるものであった。これにより、ゼミのホームページおよびツイッターは閉鎖せざるをえなくなり、原告岡田は、自分個人だけではなく、自分に関係する学生まで巻き込んでしまったことに、教育者として耐え難い精神的苦痛を感じた。

（ウ）本件不開示処分による損害

そこで原告岡田は本件保有個人情報開示請求を行ったが、本件不開示処分により任命拒否の根拠・理由が全く明らかにならなかったことにより、「優れた研究又は業績がある科学者」であることを否定されたまま、任命拒否理由に関する悪質な誹謗中傷に対する反論の根拠を奪われ、研究者としての人格権を侵害され続け、多大な精神的苦痛を被っている。また任命拒否当時のゼミの学生の被った被害も回復しておらず、そのことも原告岡田にとって大きな精神的苦痛である。したがって、本件不開示処分によって原告岡田が被った精神的損害は著しい。

エ 原告小澤隆一の損害（甲B54）

（ア）原告小澤の経歴

原告小澤隆一（以下「原告小澤」という。）は、2006年4月から

2024年3月まで、東京慈恵会医科大学医学科教授として、主として教養教育の法学を担当してきた。2024年3月で定年退職し、現在は、同大学の名誉教授である。

また、2008年10月から2020年9月まで日本学術会議の連携会員を務め、現在も特命連携会員である。

学会の活動としては、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、日本財政法学会、民主主義科学者協会法律部会に所属し、いずれでも理事ないし運営委員として活動に参画し、現在は、日本公法学会の理事、民主主義科学者協会法律部会の理事長を務めている。

こうした経歴から、違法な任命拒否後も同じ研究分野の研究者から厚く信頼されてきたことは明らかであって、原告小澤が「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法17条）であることは明白である。

（イ）理由を明らかにしない本件任命拒否そのものによる被害

原告小澤は、本件任命拒否の後、特段に誹謗中傷などは受けなかったが、一方で多くの人々に心穏やかならぬ日々をもたらしてしまったことに負い目を感じ、人生のなかでこれほどに気持ちが落ち込んだことはなかったという。

周囲の人間から任命拒否の理由を問われることが、原告小澤にとっては最大の心理的被害となった。任命拒否の理由を問われて、原告小澤は、政府から理由が一切示されない以上、「理由はこれです」と確定的・実証的に答えることは科学者としてできなかった。また、原告小澤が、自分の学問上の見解や立場、その他自分の「思想及び良心」（日本国憲法第19条）に基づく考えと任命拒否との関係を、相当な因果関係をもつものとして説明してみせることは、そもそも不可能なことであった。そのため、それを要求されることは、とてもつらく負担に

感じた。客観的な根拠を提示して説明し、言明することができないという状況は科学者として苦しいものであった。そもそも本件任命拒否の理由が開示されていれば、原告小澤自身がその理由を推測して話す必要はなかったのであり、こうした応答に対応せざるを得なかった精神的苦痛は大きかった。

(ウ) 本件不開示処分による損害

本件不開示処分によって任命拒否の根拠・理由が全く明らかにならなかったことにより、原告小澤は引き続き、自らが任命拒否された根拠・理由を知ることができず、したがって、任命拒否理由についても正確な説明ができない状況が続いている。そのことが原告小澤の最大の精神的損害である。

オ 原告加藤陽子の損害（甲B55）

(ア) 原告加藤の経歴

原告加藤陽子（以下「原告加藤」という。）は、1994（平成6）年に東京大学文学部に着任して以来、現在に至るまで東京大学大学院人文社会系研究科教授として勤務し、日本近代史、特に1930年代の政治と外交を専門としている。

1994（平成6）年から2020（令和2）年まで「史学会」の評議員・理事を務め、2002（平成14）年から現在まで「日本歴史学会」の評議員を務めており、また2022（令和4）年、「歴史学研究会」の委員長に就任して現在に至っている。これらの経歴から、原告加藤が、違法な任命拒否後も、同じ研究分野の研究者から厚く信頼されてきたことは明らかであって、「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法17条）であることは疑う余地がない。

(イ) 理由を明らかにしない任命拒否そのものによる被害

原告加藤は、理由も説明されず任命を拒否された理不尽さに深く傷

ついたばかりでなく、内閣総理大臣や官房長官等が国会や記者会見の場で繰り返し発した「人事のことなので説明を差し控える」という言葉に苦しめられた。あたかも拒否された側に欠格事由あるいは忌避される理由があり、それを庇っているかのような言葉遣いは、入学試験や入社試験に不合格となった人に大学や会社はそもそも説明などしないだろうとのアナロジーを人々の間に行き渡らせ、拒否理由の説明を菅内閣側に求めている原告らの態度を冷笑するような一群の人々を生み出す効果を持ち、研究者・専門家としての人格権の中核を深く傷つけられた。

また、原告らが任命拒否理由の開示請求と不服申し立てという手続きを踏んでいることに対して、SNS上では訴訟をすぐに行わなかったことを怯懦と捉え、揶揄して意見表明を行うものもあった。

このように、原告加藤は深い憤りの感情と著しい精神的苦痛を感じたが、それは内閣側による情報の徹底的な不開示により、何を理由に任命拒否されたのか、それが明らかにされなかったことによるものである。

(ウ) 本件不開示処分による損害

原告加藤は、本件不開示処分により、任命拒否の理由やその意思決定過程を知ることができず、研究者・専門家としての人格権を侵害された状態を継続させられ、著しい精神的苦痛を被った。

特に原告加藤について特筆すべきことは、政府が保有する原告加藤に関する情報が別人のものと混同され、その誤った情報が任命拒否の根拠になっている可能性があることである。すなわち、原告加藤の指導教員であった伊藤隆教授が「歴史通」第46巻の鼎談の中で、原告加藤について「『新左翼』へと回帰していった」と述べたことがある。これは明らかな事実誤認であり、伊藤教授の教え子で原告加藤の先輩

にあたる一人の女性の院生と原告加藤とを混同していると思われる。
しかし、この伊藤教授の発言が、原告加藤にかかわる警備・公安情報の一つとして任命拒否の根拠となっていた可能性があり、そうであれば訂正されるべき個人情報である。

本件任命拒否の理由を示す文書が開示されれば、上記の情報についても開示され、原告加藤は本件任命拒否が誤った根拠によってなされたことを明らかにして憶測や誹謗中傷に対して反論するとともに、政府に対し、誤った情報の訂正請求や、違法に収集された情報の利用停止請求をすることも可能となったかもしれない。しかしながら、何らの情報も開示されなかったことにより、原告加藤はこのような可能性を閉ざされてしまい、研究者としての人格権を侵害された状態が継続することになった。そのことによる原告加藤の精神的損害は極めて重大である。

カ 原告松宮孝明の損害（甲B56）

（ア）原告松宮の経歴

原告松宮孝明（以下「原告松宮」という。）は、任命拒否当時、立命館大学大学院法務研究科教授として、刑法を中心とする刑事法分野の教育と研究を担当しており、日本刑法学会（2000年から2021年までの21年間）、日本犯罪社会学会、法と心理学会の理事を務め、刑事法の分野で学術的な貢献を行ってきた。

また、2008（平成20）年から2020（令和2）年まで日本学術会議の連携会員を務め、2020（令和2）年から2023（令和5）年まで特任連携会員を務めた。

任命拒否後も、2023（令和5）年3月65歳の定年まで教授を務め、その後も特別任用教授として同様の業務に携わり現在に至っているほか、関西を中心に学術活動を行い、「刑法読書会」や「経済刑法

研究会」の代表者を務めるなど、違法な任命拒否後も、同じ研究分野の研究者から厚く信頼されてきたことは明らかであって、原告松宮が「優れた研究又は業績のある科学者」（日本学術会議法１７条）であることは明白である。

（イ）理由を明らかにしない本件任命拒否そのものによる被害

原告松宮は、本件任命拒否に関し、自身の知らないところでSNSによる誹謗中傷を受けた。何よりも、なぜ自分が拒否されることになったのかについての情報がまったく開示されないことに、言い知れぬ不気味さを感じた。これは、自分が知らないところで自分の知らない個人情報を集めている政府機関があるのではないかという不気味さと不安であり、これが原告松宮の受けた最大の心理的被害であった。こうした不気味さは、まさに任命拒否の根拠・理由を明らかにする情報が開示されないことによる精神的苦痛である。

（ウ）本件不開示処分による損害

本件不開示処分によって任命拒否の根拠・理由が全く明らかにならなかったことにより、原告松宮の、自分が知らないところで自分の知らない個人情報を集めている政府機関があるのではないかという不気味さと不安は全く解消されず、その精神的損害は著しい。

（５）損害額

第２事件原告らは、本件任命拒否に関する個人情報が開示されなかったことにより、いずれも研究者・専門家としての人格権及び学問の自由を侵害され、著しい精神的苦痛を被った。この精神的損害を金銭に換算するならば、第２事件原告ら１人につき少なくとも１００万円の慰謝料が相当である。

２ 本件文書作成・保存義務違反行為に基づく損害賠償請求（本件不開示処

分の違法性が認められなかった場合における予備的請求)

(1) はじめに

仮に、第2事件原告らが開示請求をした「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の保有個人情報」の存在・保有を認定することができず、文書不存在を理由とする本件不開示処分(保有個人情報開示請求)の違法性が認められなかった場合においても、その場合は被告の担当公務員らが違法に本件文書作成・保存義務違反行為を行ったことによって第2事件原告らの自己情報コントロール権としての保有個人情報開示請求権が侵害されたことになるから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求が認められる。以下、このことを予備的請求として主張する。

(2) 本件文書作成・保存義務違反行為の違法性

原告準備書面(4)及び同(5)で詳述し、本準備書面第1の1(1)でも主張したとおり、本件任命拒否の意思決定について、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他2020(令和2)年6月12日文書の作成に関与した被告職員等には、公文書管理法4条により、その経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成する義務がある。

また、第2事件原告ら6名を任命から排除する判断をするには、その根拠となる資料の存在が不可欠であるから、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他2020(令和2)年6月12日文書の作成に関与した被告職員等は、係る資料を必ず取得したはずである。

そして、内閣総理大臣が作成・取得した文書は内閣府大臣官房長が保存し、内閣官房副長官が作成・取得した文書は内閣総務官又は内閣府大臣官房長が保存し、また学術会議会員の任命に関する文書は、任命事務を所掌する内閣府大臣官房長に保管義務があるというのが被告の主張

である。そして、いかなる職員が保有していたとしても、任命拒否は極めて重大かつ異例な事柄であるから、内閣官房文書管理規則及び内閣府本府文書管理規則により、任命拒否に係る文書は1年以上の保管が義務付けられており、本件不開示処分当時、保管されていなければならない文書である。

それにもかかわらず、本件文書の存在を認めることができないということは、文書作成義務を負う者が作成義務を果たさなかったか、あるいは、文書は作成され又は取得されたものの、被告職員の何者かが当該文書の保存義務に違反して文書を廃棄したかのいずれかということになる。

これらの文書作成・保存義務違反行為が、公文書管理法に違反し違法であることは明らかである。

(3) 文書作成・保存義務違反行為の国賠法上の違法性

原告準備書面(5)で詳述し、本準備書面第1の1(3)でも主張したとおり、第2事件原告らの保有個人情報開示請求権は、憲法13条で保障された自己情報コントロール権そのものであり、行政機関個人情報保護法という実定法の根拠を持った、個人の人格的自立に不可欠な権利の中核的価値を有する権利である。

したがって、保有個人情報開示請求をした者が正当な理由なく行政文書の開示を妨げられない権利は国家賠償法上の保護の対象となる。

そして、行政機関の公務員の公文書管理法違反の文書作成・保存義務違反の行為が、つねに直ちに国家賠償法1条1項の違法の評価を受けるものではないとしても、本件においては、前例のない任命拒否という重大な政治判断に関わる文書が対象となっており、任命拒否が第2事件原告らの研究者としての人格権を侵害する重大な判断であることも明白であるうえ、文書の作成義務又は保存義務違反は、第2事件原告らの自己

情報の開示請求権すなわち憲法上の権利である自己情報コントロール権の行使を妨げるものであることから、少なくとも公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得る事情がある場合には、当該公務員の行為は同条項上の違法の評価を受ける。

情報審査会は情報公開請求についての内閣官房の不開示処分に関する答申書（甲 A 3 7）において、内閣官房の職員からの説明に基づき、「令和 2 年任命に関する文書は担当する内閣府において作成・保存するものであること、本件総合調整事務の主たる目的が内閣府の所掌事務に係るものであること等を理由に、内閣官房が行った本件総合調整事務について、内閣官房において、その跡付け・検証文書を作成・保存することを要さないとする考え方に立脚していることがうかがわれる」と述べている（甲 A 3 7、4 4 頁）。すなわち、公文書管理法 4 条に基づいて本件文書を作成・保存する義務があるにもかかわらず、作成・保存義務がないという公文書管理法を遵守しない考え方に基づいて本件不開示処分（保有個人情報開示請求）をしたというのである。

仮に、このように公文書管理法を遵守しない考えに基づいて本件文書を全く作成せず、或いは廃棄したというのであれば、故意責任が問われることはもちろん、極めて悪質な隠ぺい行為として国家賠償法上の重大な違法性を認めることができる。

なお、仮に故意でないとしても、少なくとも通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと評価するほかない。

そして、初めから文書を作成せず、あるいは作成した文書を廃棄する行為は、第 2 事件原告らが自らが任命拒否された根拠・理由を知る機会を永久に奪い、その自己情報コントロール権を完全に喪失させる点で、権利侵害の度合いは著しく高い。

以上により、2020 年の日本学術会議会員の任命にかかる第 2 事件

原告らに関する個人情報記録する文書を作成しなかった行為又は作成・取得した文書を廃棄した行為は、故意又は重大な過失によって第2事件原告らの自己情報コントロール権及び研究者としての人格権を著しく侵害した極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国家賠償法上違法であることは明白である。

(4) 損害・損害額

第2事件原告らが、本件任命拒否に関する個人情報が開示されないことにより被った損害については、本準備書面第1の1(3)(4)で主張したとおりであり、研究者・専門家としての人格権及び学問の自由を侵害され、著しい精神的損害を被った。

しかも、任命拒否にかかる文書の作成義務違反又は保存義務違反（廃棄）があった場合、第2事件原告らは永久に当該文書を見ることができず、自らが任命拒否された根拠・理由を永久に知ることができないから、その精神的損害は極めて重大である。

この精神的損害を金銭に換算するならば、第2事件原告ら1人につき少なくとも100万円の慰謝料が相当である。

第2 第1事件（行政文書不開示処分取消等請求事件）における国家賠償請求

1 違法な本件不開示決定に基づく賠償請求（主位的請求）

(1) 本件不開示処分（情報公開請求）の公文書管理法上の違法性

ア はじめに

第1事件原告らの情報公開請求に対して、内閣官房内閣総務官及び内閣官房副長官補は、全ての文書につき、また内閣府大臣官房長及び内閣府日本学術会議事務局長は、対象文書2「2020年に日本学術会議が

推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書」につき、文書が不存在であることを理由として、不開示決定（以下、「本件不開示処分（情報公開請求）」という）をしたが、本件不開示処分（情報公開請求）はいずれも違法である。

イ 本件文書作成・保存義務

原告準備書面（４）で詳述したとおり、本件任命拒否の意思決定について、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他２０２０（令和２）年６月１２日文書の作成に関与した被告職員等には、公文書管理法４条により、その経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成する義務がある。

また、第２事件原告ら６名を任命から排除する判断をするには、その根拠となる資料の存在が不可欠であるから、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他２０２０（令和２）年６月１２日文書の作成に関与した被告職員等は、係る資料を必ず取得したはずである。

そして、内閣総理大臣が作成・取得した文書は内閣府大臣官房長が保存し、内閣官房副長官が作成・取得した文書は内閣総務官又は内閣府大臣官房長が保存し、また学術会議会員の任命に関する文書は、任命事務を所掌する内閣府大臣官房長に保管義務があるというのが被告の主張である。そして、いかなる職員が保有していたとしても、任命拒否は極めて重大かつ異例な事柄であるから、内閣官房文書管理規則及び内閣府本府文書管理規則により、任命拒否に係る文書は１年以上の保管が義務付けられており、本件不開示処分当時、保管されていなければならない文書である。

ウ 本件文書の存在の推認と本件不開示処分（情報公開請求）の違法性

本準備書面第１の１（２）ウに述べたとおり、本件においては、本件

不開示処分時に公文書管理法が施行されており、行政機関の職員は、公文書管理法上の行政文書の作成・保存義務を履行していることが当然の前提となる。したがって、本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成され、いずれかの部署で保存され保有されていることが強く推認される。

そして準備書面(5)で伊方原発最高裁判決を引いて主張したとおり、本件文書が不存在だとする根拠に係る資料及び情報はすべて被告の側にあるところから、被告は本件文書が存在しないことを相当な根拠に基づいて主張、立証しなければならず、被告が上記主張、立証を尽くさない場合には、本件文書が存在することが認定されるべきである。

以上により、本件文書の存在は認定されるが、被告はこれを覆すに足りる主張立証を行っていない。したがって、本件文書を保有していないことを理由としてなされた本件不開示処分（情報公開請求）は違法である。

（２）文書作成・保存義務違反行為の国賠法上の違法性

ア 情報公開請求権は国家賠償法上の保護の対象となる権利であること

情報公開法は、「国民主権の原理にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政に資することを目的とする」（同法１条）と定め、行政文書の開示請求権（以下、「情報公開請求権」という。）を具体化している（同法３条）。したがって、情報公開請求権は、国民の知る権利を具体化したものとして、国民の具体的な権利として保障されなければならない。

情報公開請求権については、行政機関個人情報保護法１条が「個人の権利利益」の保護を目的としているのに対し、情報公開法にそのような

文言はないことから、情報公開法の公益的性格から国家賠償法上の責任を認めることができるかどうかが一応問題となるので、以下、その具体的権利性及びこれが国賠法上の保護の対象となることを主張しておく（ただし、被告は本件において上記の問題を一切主張していないことに留意すべきである。）。

知る権利について、最高裁１９８３（昭和５８）年６月２２日大法廷判決は、「およそ各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会を持つことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである」とし、それゆえ、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、「表現の自由を保障している憲法２１条１項の規定の趣旨・目的から、いわば派生原理として当然に導かれるところ」であると判示する。

そして東京地裁２００６（平成１８）年１０月２日判決は、上記最高裁判例を引用し、「情報公開法に基づく情報公開制度が、同法１条の公益目的の実現に資するとともに、開示請求者の情報等に接し、これを摂取する自由にも資するものであるから（開示請求権が国民主権の理念に基礎を置くものであることや同法の立法経緯に鑑みれば、情報公開制度が当該自由と何ら関係のないものとして位置づけられていると解することはできない。）、このような観点からも、同法に基づく開示請求権は正当な理由なく妨げられてはならないというべきである。」、「同法の規定に基づいて開示請求をした開示請求者が、理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益は、国家賠償法上の保護の対象になり、開示請求を受けた行政機関等の担当職員は、開示請求者に対し、不当に上記利益を妨

げることのないように、同法の規定及び趣旨に従って適切に当該請求を処理すべき職務上の注意義務を負うものと解するのが相当である。」と判示し、情報公開法に基づく行政文書開示請求に対して文書不存在を理由とする不開示決定を違法として国賠請求を認容した。

その控訴審である2007（平成19）年3月26日東京高裁判決（未搭載）など複数の裁判例も、情報公開請求権の行使について国賠法上の保護の対象となると判示している。

以上のとおり、情報公開請求権を行使した者が理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益が国家賠償法上の保護の対象になることは、判例実務において確立しているというべきである。

イ 行政機関の担当公務員の注意義務と国賠法上の違法の評価

以上のとおりであるから、情報公開請求を受けた行政機関の担当職員は、開示請求者に対し不当に開示請求の利益を妨げることのないよう、情報公開法の規定及び趣旨に従って、適切に当該請求を処理すべき職務上の注意義務を負う。

そして、情報公開法に基づく開示請求を受けた行政機関等の公務員が、開示請求に対して誤った判断をした場合、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものでないとしても、当該請求を処理するに当たって、公務員が、前記の職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得るような事情がある場合には、当該公務員の行為は、同条項上の違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁判所平成5年3月11日第一小法廷判決）。

ウ 文書が存在するにもかかわらずなされた本件不開示処分は極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国賠法上違法である

内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補及び内閣府大臣官房長が、文

書が存在するにもかかわらず、いずれも文書の不存在を理由として不開示処分をしたことは、文書が存在することを認識しながら故意に存在しないこととして不開示処分を行ったか、あるいは少なくとも職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不開示処分をしたという重大な過失によって、憲法21条に裏付けられた知る権利の行使としての情報公開請求権の行使を正当な理由なく妨げたものという他ないから、被告の行為には国家賠償法上違法である。

しかも、本件任命拒否は、日本学術会議法に違反する全く前例のない事件であり、当時、1000を超える学協会ほか多数の団体が抗議声明を発出し、国会でも連日のように政府に対する追及が行われ、新聞等のメディアも連日大きく報道するなど、国民の高い関心と呼んだ事件である。とりわけ、多くの国民が関心を持ったのは任命拒否の理由であり、これについて政府側が全く説明責任を果たさないことについて世論は厳しく批判した。第1事件原告らを含む1162名の法律家が情報公開請求を行ったのも、任命拒否の理由と意思決定過程を正確に知り検証したいとの強い思いがあったためである。したがって、本件情報公開請求は、まさに国民の知る権利の行使そのものである。本件各行政処分庁は、本件各不開示処分当時、本件任命拒否に向けられた国民の高い関心を熟知しながら、存在する文書を不存在であるとして不開示処分を行い、原告らの知る権利を侵害したのであるから、不開示処分を行った被告職員らの行為は、極めて重大かつ悪質な違法行為であると評価せざるを得ない。

(3) 損害・損害額

日本政府は過去の事実関係を真摯に検証し、その諸活動を国民に説明する責務を全うするとともに、国政で民主的な行政の推進を図るために最大限の努力をすべきものである(情報公開法1条)ところ、原告らは、

国民が学術会議会員任命拒否という政府の判断の理由を正確に把握して、現在および将来の政策に結び付けていくということこそが民主主義に資するという信念を有している。学術会議の任命拒否の理由を示した文書の開示を得て、その情報を知るといふ原告らの権利（知る権利）は保障されるべきである。

とりわけ、本件で求めている情報は、学術会議会員の任命拒否という、公選制から任命制に改定された1983年（昭和58年）以降守られてきた学術会議が推薦したとおりに任命するという先例を史上初めてくつがえす異例の処分に関するものであり、政府の確立した解釈を覆して、敢えて敢行された極めて重大な政府の行為に関するものである。それゆえに、かかる政府の行為が日本社会における立憲主義、民主主義に適合するものか否かを判断する必要性が高く、判断材料となる行政文書の開示は極めて重要であり、第1事件原告らは本件任命拒否、とりわけその根拠・理由に関する行政文書が開示されることを強く期待していた。

したがって、第1事件原告らは、本件文書が開示されなかったことにより、知る権利を侵害され、そのことによって精神的苦痛を被った。この精神的損害を金銭に換算するならば、第1事件原告ら1人につき少なくとも1万円の慰謝料が相当である。

2 文書作成・保存義務違反行為に基づく損害賠償請求（本件不開示処分の違法性が認められなかった場合における予備的請求）

（1）はじめに

仮に、第1事件原告らが開示請求をした行政文書の存在・保有を認定することができず、文書不存在を理由とする本件不開示処分（情報公開請求）の違法性が認められなかった場合においても、その場合は被告の担当公務員が違法に本件文書作成・保存義務違反行為を行ったことによ

って、第1事件原告らの知る権利に基づく情報公開請求権が侵害されたことになるから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求が認められる。以下、このことを予備的請求として主張する。

(2) 文書作成義務違反行為・保存義務違反行為の違法性

原告準備書面(4)で詳述し、本準備書面第2の1(1)イでも述べたとおり、本件任命拒否の意思決定について、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他2020(令和2)年6月12日文書の作成に関与した被告職員等には、公文書管理法4条により、その経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成する義務がある。

また、第2事件原告ら6名を任命から排除する判断をするには、その根拠となる資料の存在が不可欠であるから、菅内閣総理大臣、杉田内閣官房副長官、その他2020(令和2)年6月12日文書の作成に関与した被告職員等は、係る資料を必ず取得したはずである。

そして、内閣総理大臣が作成・取得した文書は内閣府大臣官房長が保存し、内閣官房副長官が作成・取得した文書は内閣総務官又は内閣府大臣官房長が保存し、また学術会議会員の任命に関する文書は、任命事務を所掌する内閣府大臣官房長に保管義務があるというのが被告の主張であり、いかなる職員が保有していたとしても任命拒否は極めて重大かつ異例な事柄であるから、任命拒否に係る文書は1年以上の保管が義務付けられており、本件不開示処分当時、保管されていなければならない。

それにもかかわらず、本件文書の存在を認定することができないということは、文書作成義務を負う者が作成義務を果たさなかったか、あるいは、文書は作成され又は取得されたものの、被告職員の何者かが当該文書の保存義務に違反して文書を廃棄したかのいずれかということになる。

これらの文書作成・保存義務違反行為が、公文書管理法に違反し違法であることは明らかである。

(3) 文書作成・保存義務違反行為の国賠法上の違法性

ア 情報公開請求権は国家賠償法上の保護の対象となる権利であること

情報公開請求権は、憲法 21 条に裏付けられた国民の知る権利の行使であり、情報公開請求権を行使した者が理由なく行政文書の開示を妨げられないという利益が国家賠償法上の保護の対象となることは、本準備書面第 2 の 1 (2) で詳述したとおりである。

したがって、情報公開請求を受けた行政機関等の担当公務員は、開示請求者に対し、不当に上記利益を妨げることをないように、同法の規定及び趣旨に従って適切に当該請求を処理すべき職務上の注意義務を負い、この理は、公文書管理法に基づく適正な管理がなされないことによって開示請求権が妨げられる場合においても同様に適用されると解すべきである。

イ 行政機関の担当公務員の注意義務と国賠法上の違法の評価

公務員が公文書管理法に違反する行為を行ったことによって、公文書が作成されず、または廃棄されたような場合、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものでないとしても、当該請求を処理するに当たって、公務員が、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認め得るような事情がある場合には、当該公務員の行為は、同条項上の違法の評価を受けるものと解すべきである（最高裁判所平成 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決参照）。

ウ 本件不開示処分は極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国賠法上違法である

本件においては、本件不開示処分時に公文書管理法が施行されており、

行政機関の職員は、公文書管理法上の行政文書の作成・保存義務を当然履行しなければならない。本件任命拒否のような重要かつ異例の意思決定については、これに関わる行政文書が作成・保存され保有されていることが強く求められるのであって、公文書作成・保存義務違反行為は、情報公開請求権の行使を正当な理由なく妨げたものとして、国家賠償法1条1項の違法性を認めることができる。

前述のとおり、情報審査会は答申書（甲A37）において、内閣官房は本件任命拒否の判断について、その跡付け・検証文書を作成・保存する義務がないとの考え方に立脚していることがうかがわれるとする（甲A37、44頁）。すなわち、公文書管理法を遵守しない考え方に基づいて本件不開示処分（保有個人情報開示請求）をしたというのである。

仮にそのとおりの考え方で本件文書を全く作成せず、或いは廃棄したのであれば、故意責任が問われることはもちろん、極めて悪質な隠ぺい行為として国家賠償法上の重大な違法性を認めることができる。仮に故意でないとしても、少なくとも通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと評価するほかない。

そして、初めから文書を作成せず、あるいは作成した文書を廃棄する行為は、第1事件原告らの知る権利を完全・永久に奪う点で、権利侵害の度合いは著しく高い。

以上により、本件文書を全く作成しなかった行為又は作成・取得した文書を廃棄した行為は、故意又は重大な過失によって第1事件原告らの知る権利に基づく情報公開請求権を侵害した極めて重大かつ悪質な違法行為であり、国家賠償法上違法であることは明白である。

（４）損害・損害額

前述のとおり、第1事件原告らは、国民が学術会議会員任命拒否という政府の判断の理由を正確に把握して、現在および将来の政策に結び付

けていくということこそが民主主義に資するという信念を有しているの
であり、学術会議の任命拒否の理由を示した文書の開示を得て、その情
報を知るという原告らの権利（知る権利）は保障されるべきである。と
りわけ、本件で求めている情報は、学術会議が推薦したとおりに任命す
るという政府の確立した解釈を覆して、敢えて敢行された極めて重大な
政府の行為に関するものであるゆえに、かかる政府の行為が日本社会に
おける立憲主義、民主主義に適合するものか否かを判断する必要性が高
く、判断材料となる行政文書の開示は極めて重要であって、第1事件原
告らは本件任命拒否理由に関する行政文書が開示されることを強く期待
していた。

したがって、第1事件原告らは、本件文書が開示されなかったこと
により、知る権利を侵害され、そのことによって精神的苦痛を被った。こ
の精神的損害を金銭に換算するならば、第1事件原告ら1人につき少な
くとも1万円の慰謝料が相当である。

以上